

飯田市における市有施設の対応について

令和4年8月8日改訂

感染警戒 レベル	対 応	
<p>6</p> <p>まん延防止等 重点措置 または 緊急事態宣言</p>	<p>原則休館(※)</p> <p>注) 感染状況や施設の性格により、屋外施設や 入場制限が可能な観覧施設は開館する場合あり</p>	
<p>6</p> <p>医療非常 事態宣言</p> <p>5</p> <p>4</p>	<p>感染予防対策を徹底のうえ</p> <p>屋外施設:使用可</p> <p>屋内施設:定員の半分の利用に限り使用可</p> <p>注) 感染状況や施設の性格により、休館や使用の制限を設ける場合あり</p>	
<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>	<p>感染予防対策を徹底のうえ使用可</p> <p>注) 感染状況や施設の性格により、使用の制限を設ける場合あり 飲食する場合は、マスク会食や黙食を実施</p>	

8月8日～
医療非常事態宣言発出中

- ※まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が発出されても、感染予防対策の徹底のうえ、以下については使用可能とする
- 地域協議会やまちづくり委員会などの地域自治活動
 - 図書館(中央・上郷・鼎のみ)での本の貸出
 - すでに利用予約をしており、開催の中止や延期が不可能な場合
 - 制限期間中に実施する必要性があると飯田市が認めるもの

【感染予防対策】

常に対策

- マスクの正しい着用
- 室内の換気
- 3密を避ける
- 手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- 利用者の把握
- 利用者の体調管理 (入場時の検温等)

- 【レベル4以上では】
- 飲食の禁止
 - 参集人員の縮小
 - 短時間での開催